

4. 大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者に対し、次年度以降の採用選考試験における特別選考の実施や採用候補者名簿登載期間の延長・採用の延期など、特例的な措置を講じている県市 …………… 66 県市(前年度 65 県市)

(内訳)

- 次年度以降の採用選考試験における一部試験免除 3 県市(前年度同)
- 次年度以降の採用選考試験における特別選考 7 県市(前年度 7 県市)
- 採用候補者名簿登載期間の延長・採用の延期 57 県市(前年度 55 県市)

1 大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学者・進学者に対する特例								
	特例の有無	次年度以降の採用選考試験における一部試験免除	次年度以降の採用選考試験における特別の選考	採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期	延長・延期期間(年)		その他の特例	対象となる大学院
					受験年度に大学院在学中	翌年度から大学院に進学		
1 北海道	○			○		1		国内及び海外の大学院
2 青森県	○			○	1	2		教職大学院
3 岩手県	○			○	1	2		国内の大学院
4 宮城県	○			○	1	2		国内の大学院
5 秋田県	○			○	1	2*		国内及び海外の大学院
6 山形県	○		○					教職大学院
7 福島県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
8 茨城県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
9 栃木県	○			○	1	2		[在学者]国内の大学院 [進学者]教職大学院
10 群馬県	○			○	1	2		国内の大学院
11 埼玉県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
12 千葉県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
13 東京都	○			○	1	2		教職大学院
14 神奈川県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
15 新潟県	○	○						国内の大学院 新潟県内の教職大学院
16 富山県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
17 石川県	○			○	1			国内の大学院
18 福井県	○		○					専修免許状取得可能な大学院
19 山梨県	○			○	1	2		教職大学院
20 長野県	○			○	1	2		国内の大学院
21 岐阜県	○			○	1	1		国内及び海外の大学院
22 静岡県	○			○	1	2		国内の大学院
23 愛知県	○		○					国内の大学院
24 三重県	○			○		1*		三重大学教職大学院
25 滋賀県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
26 京都府	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
27 大阪府	○		○					国内の大学院
28 兵庫県	○			○	1	2		国内の大学院
29 奈良県	○		○					専修免許状取得可能な大学院
30 和歌山県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
31 鳥取県	○			○	2*	2		国内の大学院
32 島根県	○			○	1	2		国内の大学院
33 岡山県	○			○	1	2		[在学者]国内の大学院 [進学者]教職大学院
34 広島県	○			○	2*	2*		国内及び海外の大学院
35 山口県	○			○	1	2		国内の大学院
36 徳島県	○			○	1	2		国内の大学院
37 香川県	○			○	1			専修免許状取得可能な大学院
38 愛媛県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
39 高知県	○			○	1	2		国内の大学院
40 福岡県	○			○	1			国内及び海外の大学院
41 佐賀県	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
42 長崎県	○			○	1	1		教職大学院
43 熊本県	○			○	1	2		国内の大学院 教職大学院
44 大分県	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
45 宮崎県	○			○	1	2		国内の大学院
46 鹿児島県	○			○	1	2		国内の大学院
47 沖縄県	○			○	1	2		教職大学院、専修免許状取得可能な大学院、修士号取得可能な海外の大学院

大学院在学者・進学者に対する特例								
	特例の有無	次年度以降の採用選考試験における一部試験免除	次年度以降の採用選考試験における特別の選考	採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期	延長・延期期間(年)		その他の特例	対象となる大学院
					受験年度に大学院在学中	翌年度から大学院に進学		
48 札幌市	○			○		1		国内及び海外の大学院
49 仙台市	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
50 さいたま市	○			○	1	2		国内の大学院
51 千葉市	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
52 横浜市	○			○	1	2		国内の大学院
53 川崎市	○			○	2	2		国内の大学院
54 相模原市	○			○	1	2		教職大学院(進学・修学継続の場合)、大学院(修学継続の場合)
55 新潟市	○	○						国内の大学院
56 静岡市	○*			○*	1*	2*		専修免許状取得可能な大学院
57 浜松市	○			○	1	2		国内の大学院
58 名古屋市	○	○						国内の大学院
59 京都市	○			○	1	2		国内の大学院
60 大阪市	○		○	○*	1*	2*		専修免許状取得可能な大学院 教職大学院
61 堺市	○		○					国内の大学院
62 神戸市	○			○	2	2		国内の大学院
63 岡山市	○			○	2	2		専修免許状取得可能な大学院
64 広島市	○			○	2	2*		国内及び海外の大学院全て
65 北九州市								
66 福岡市	○			○	1	*		教職大学院
67 熊本市	○			○	1			国内の大学院
68 豊能地区								
合計	66 (65)	3 (3)	7 (7)	57 (55)				

(注) *は前年度から変更のあった県市を表す。また、()内は前年度の数値である。

(1)次年度以降の採用選考試験における一部試験免除

(注)平成30年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(新潟県1)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・高・特支・養教・栄教	特例を設けた年度	平成	27年度採用選考から				
資格要件	第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程(博士(前期)課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。)(以下「修士課程」という。)進学を理由に採用を辞退する者で、「大学院進学者名簿」への登録を希望する者。							
特例の内容	辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限り、最少修了年限の年の第1次検査を免除する。修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除する。なお、第1次検査の免除は、1回限りとし、最少修了年限で修了できなかった場合は、第2次検査に合格しても、合格を取り消す。							
(補足事項)	・修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除する。 ・当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							0
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							0
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	3						3

(新潟県2)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・特支	特例を設けた年度	平成	29年度採用選考から				
資格要件	新潟県内の教職大学院を、平成30年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者。							
特例の内容	第1次検査の全てを免除							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	1					4
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	8	3					11

(新潟市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭・中高共通・特別支援学校教諭・養護教諭	特例を設けた年度	平成	29年度採用選考から				
資格要件	本年度の2次検査合格者							
特例の内容	希望する者は出願時に「大学院進学者名簿登録希望」と申し出ること。 最少終了年限の年の検査に限って、1次検査のすべて及び2次検査の実技検査を免除する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							0
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							0
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							0

(名古屋市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校	特例を設けた年度	平成 25 年度採用選考から					
資格要件	大学院での修学を理由に、「平成28年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、小学校教員または中学校教員の区分での「合格」を辞退し、次の要件をすべて満たす人 ・平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了見込であること ・平成30年3月31日までに「平成28年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した選考区分・教科の専修免許状を取得若しくは取得見込みであること ・「平成28年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した選考区分・教科に出願すること							
特例の内容	選考試験を2次の個人面接のみで実施							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	2						2
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	9						9
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	6	1					7

(2)次年度以降の採用選考試験における特別の選考

(注)平成30年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(山形県)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23年度採用選考から				
資格要件	一般受験資格を満たし、平成28年4月から教職大学院に在籍し平成30年3月に修了見込みの者で、平成27年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。							
特例の内容	第一次選考試験を免除する。第二次選考試験は、個人面接1、個人面接2、適性検査及び作文とする。							
(補足事項)	第二次選考試験における模擬授業等と実技試験を免除。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1	0	0	0	0	0	1
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1	0	0	0	0	0	1
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1	0	0	0	0	0	1

(福井県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・教科	特例を設けた年度	平成	21年度採用選考から				
資格要件	一般選考の受験資格を満たし、次の①および②のいずれかに該当する者で、大学院修了時に専修免許状を取得見込みの者。 ①平成30年度教員採用選考試験における採用内定者であって、大学院進学を条件に採用内定を辞退した者。(大学4年生)②平成30年度教員採用選考試験において、「平成31年度特別選考受験を認める」旨の通知を受けた者。(大学院1年生)							
特例の内容	・個人面接 ・適性検査 ・レポート により選考する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	3	5	1				9
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	6	7	0				13
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							未定

※中高一括教科は「中」に含む。()内の数字は第2希望の内数。

(愛知県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成 23 年度採用選考から					
資格要件	<p>次のア又はイ又はウの要件を満たすことができる人</p> <p>ア「平成27年度(26年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。</p> <p>① 平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。</p> <p>② 平成30年4月1日までに、平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。</p> <p>イ「平成28年度(27年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学又は在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成28年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。</p> <p>① 平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。</p> <p>② 平成30年4月1日までに、平成28年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。</p> <p>ウ「平成29年度(28年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成29年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。</p> <p>① 平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了又は修了見込みであること。</p> <p>② 平成30年4月1日までに、平成29年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。</p>							
特例の内容	上記の「資格要件」を満たす場合は、「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の資格を有するものとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	8	1	7	1	0	0	17
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	9	1	9	0	1	0	20
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	8	3	8	0	0	0	19

(大阪府)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	今年度募集する全ての校種・教科・科目	特例を設けた年度	平成 18 年度採用選考から					
資格要件	<p>次の①から③のすべてを満たしていること。</p> <p>①平成28年度又は平成29年度教員採用選考テストに合格後、大学院進(在)学を理由として大阪府教育委員会に申出書を提出の上、採用を辞退していること。</p> <p>②平成29年度中に大学院修士課程を修了すること。</p> <p>③平成30年4月1日までに平成28年度又は平成29年度教員採用選考テストで合格した校種等・教科(科目)の専修免許状が取得できること。ただし、複数の免許要件を課した募集区分の場合は、要件となる免許状のいずれかで専修免許状(H28テスト又はH29テストの受験資格となる「出願に必要な免許状」に係るもの)を取得できること。</p>							
特例の内容	第1次選考(筆答テスト)、第2次選考(面接テスト)及び第3次選考(筆答テスト・実技テスト)の免除。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	3	9	16	0	0	0	28
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	4	5	26	2	0	0	37
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	3	4	18	0	0	0	25

(奈良県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校	特例を設けた年度	平成	28年度採用選考から				
資格要件	平成28年度奈良県教員採用試験合格者で、大学院・教職大学院特別選考受験承認書を受理している者。							
特例の内容	第1次試験免除(第2次試験で集団面接及び個人面接を受験)							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	3						3
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1						1
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1						1

(大阪市)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校又は中学校	特例を設けた年度	平成	26年度採用選考から				
資格要件	<p>一般選考の受験資格に該当し、次のア～ウのすべてに該当している人</p> <p>ア：平成28年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストまたは平成29年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストに合格後、大学院進(在)学を理由として大阪市教育委員会に辞退届を提出し、平成30年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける大学院進(在)学者対象選考該当者として受理されていること</p> <p>イ：平成29年度中に大学院修士課程等を修了すること</p> <p>ウ：平成30年4月1日までに、辞退届提出時に指定された校種教科の専修免許状が取得できること</p>							
特例の内容	第1次選考と第2次選考(筆答・実技)を免除し、第2次選考(面接)のみとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数							0
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	5	1					6
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1						1

(堺市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	選考に合格した校種等(教科)に限る	特例を設けた年度	平成	22年度採用選考から				
資格要件	<p>次の①～③のいずれも満たす人</p> <p>①選考に合格し、合格した校種等(教科)の専修免許状が取得できる大学院修士課程に平成30年度に進学することを理由に教員採用を辞退したうえで、平成31年度中に同課程を修了すること。</p> <p>※1年で同課程を修了する場合は、平成30年度中に同課程を修了すること。</p> <p>②①の採用辞退の時点で、2年で同課程を修了する場合は、平成32年度堺市立学校教員採用選考試験の特別選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。</p> <p>※1年で同課程を修了する場合は、平成31年度堺市立学校教員採用選考試験の特別選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。</p> <p>③教員採用選考試験に合格した校種等(教科)において、大学院修士課程修了時までに専修免許状を取得できる見込みがあること。</p>							
特例の内容	面接試験のみ							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1	2					3
	平成29年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1	2					3
	平成30年度採用選考において合格し特例を希望し認められた者の数	1	1					2

(3) 採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期

(注) 平成30年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(北海道)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿に登録となった者で、国内及び国外にある大学院へ進学する場合							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		1	年	
特例の内容	本人の申出により登録期間を1年間延長							
(補足事項)	平成27年度採用から対象となる大学院を北海道内の教職大学院から国内外の大学院に拡大している。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	6	4	9	3			22
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	9	3	4	3			19
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(青森県)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	29	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者のうち、国内の教職大学院へ進学する予定、もしくは在学中の者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年	
特例の内容	最大2年間(在学中の者は1年間)採用を延期できる。							
(補足事項)	延長期間内に、教職大学院を修了及び合格した出願区分の校種・教科(科目)の専修免許状を取得できない場合は、採用資格を失う。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数		1					1
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2

(岩手県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・高・特支	特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考の結果「合格」となった者のうち、国内の大学院前期課程(通信制課程は除く)に進学する予定又は在籍中の者で、大学院修了までに、合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得見込の者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年	
特例の内容	最大2年間名簿登載期間を延長する。							
(補足事項)	延長期間内に専修免許状を取得できなかった場合には名簿登載を取り消す。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	0	0			3
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	5	0	1			9
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(宮城県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・栄養教諭	特例を設けた年度	平成27年度採用選考から					
資格要件	大学院修了までに、合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年					
特例の内容	大学院修士課程1年在籍者は、平成31年度採用候補者名簿に登載する。大学院進学予定者は、平成32年度採用候補者名簿に登載する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	4	6	3				13
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	5	4				12
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(秋田県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	特例を設けた年度	平成27年度採用選考から					
資格要件	①大学院在学中(修士課程1年在学中)の合格者 ②大学院進学予定(大学4年在学中)の合格者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年					
特例の内容	①希望により平成31年度秋田県公立学校教諭等採用候補者として採用を延期する。 ②希望により平成32年度秋田県公立学校教諭等採用候補者として採用を延期する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数		1	2				3
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2						2
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	1		1	1			3

※大学院進学予定(大学4年在学中)の合格者に対する採用延期は、平成30年度採用選考から

(福島県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種、全教科(科目)	特例を設けた年度	平成29年度採用選考から					
資格要件	本年度、第二次選考試験に合格した者で、国内の大学院・教職大学院前期課程に進学する予定者又は 在籍者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年					
特例の内容	最大2年間採用候補者名簿登載を猶予							
(補足事項)	専修免許状取得を条件							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	0	0	0	0		2
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	5	0	1	2	0		8

(茨城県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考で採用する全校種・職種・教科・科目	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿登載者のうち、次のア～ウの要件を全て満たす者。 ア:合格区分・教科ごとの普通免許状を有する者または平成30年3月31日までに取得見込みの者。 イ:大学院修了までに合格区分・教科または職の専修免許状を取得すること。 ウ:指定された期日までに本人が県教委に名簿登載の猶予を申請し許可を受けた者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	大学院修士課程1年に在籍する者は平成31年4月1日に名簿登載し、平成30年4月1日から進学する者は平成32年4月1日に名簿登載する。							
(補足事項)	いずれの場合も名簿登載の有効期間は、名簿登載の日から1年間とする。長期履修学生制度の教育職員免許取得プログラムを活用し、大学院に在籍している方及び進学を予定している方は、県教育委員会が認めた猶予期間満了後の4月1日に名簿登載する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	17	18	16	2	0	0	53
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	6	14	22	1	0	0	43
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(栃木県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	在学者は国内すべての大学院(教職大学院を含む)。進学者は教職大学院進学者のみ。					
対象となる校種・教科	全校種、教科、科目	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	大学院在学者(教職大学院も含む) ア 平成30年度栃木県公立学校教員採用試験に合格した者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。 イ 国内の大学院において修学中であり、すでに応募校種・教科の免許を取得している者で、平成31年3月31日までに大学院修士課程等を修了し、合格した校種・教科の専修免許が取得できること。 教職大学院進学者 ア 平成30年度栃木県公立学校教員採用試験に合格した者が、教職大学院進学を希望する場合。 イ 平成32年3月31日までに教職大学院の教職修士(専門職)を取得し、合格した校種・教科の専修免許が取得できること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	大学院在学者(教職大学院も含む) 合格の有効期間を平成31年3月31日までとする。(1年間) 教職大学院進学者 合格の有効期間を平成32年3月31日までとする。(2年間)							
(補足事項)	平成30年度栃木県公立学校教員採用試験に合格後、採用延期願を提出。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	1	2	1	0		6
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	8	4	4	3	0		19
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(群馬県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教員	特例を設けた年度	平成 22 年度採用選考から					
資格要件	第2次選考試験に合格した人で、国内の大学院に進学する者は2年の登載延長を認める							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年					
特例の内容	受験時に大学院在学者は1年、受験翌年度から大学院に進学する者は2年の登載延長を認める							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	22		3			27
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	22	2	10			37
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定		0

(埼玉県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教員、栄養教員	特例を設けた年度	平成 22 年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得できる国内の大学院修士課程に平成29年度進学した者、もしくは平成29年12月末日までに平成30年度進学することが決定している者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年					
特例の内容	平成29年度大学院に進学した者は1年間、平成30年度進学する者は2年間、採用候補者名簿への登載を猶予する。							
(補足事項)	ただし、猶予期間終了までに大学院修士課程を修了しなかった場合又は採用選考試験で合格した志願区分・教科(科目)の専修免許状を取得できなかった場合は名簿登載しない。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	0	9	16	1	0	0	26
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	5	9	20	2	1	0	37
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(千葉県・千葉市)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成 24 年度採用選考から					
資格要件	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生、または、各相当の普通免許状を有する方で平成30年4月から大学院修士課程に進学予定者 ※ 名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年					
特例の内容	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生の者は、平成31年4月1日に名簿登載、また、各相当の普通免許状を有する方で平成30年4月から大学院修士課程に進学する者は、平成32年4月1日に名簿登載 ※ 名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	3	1				5
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	2				4
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	1		1		1		3

(東京都)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成20年度採用選考から					
資格要件	教職大学院への進学を希望する者で受験校種教科の専修免許状取得のために進学する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	名簿登載期間の延長							
(補足事項)	23年度採用選考から東京都と連携する教職大学院以外の教職大学院まで範囲を広げた。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							15
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数							30
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(神奈川県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種等・教科	特例を設けた年度	平成21年度採用選考から					
資格要件	採用期日延長の主な条件は、次のとおり ア 延長期間の上限は、大学院への進学者は2年間、大学院の修学継続者は1年間 イ 受験校種等・教科に関する教員免許状を平成30年3月31日までに取得していること ウ 大学院への進学又は修学継続により、受験校種等・教科に関する教員専修免許状を取得すること エ 大学院への進学の場合は、平成29年12月28日までに合格通知書等、進学を確認できる書類を提出すること							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	採用候補者名簿登載者が、大学院への進学(下記※の条件あり)のため又は大学院在学者が修学継続のために、平成30年4月の採用を辞退し、大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人が神奈川県教育委員会にその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り採用期日を延長できるものとします。							
(補足事項)	※進学のために採用期日が延長可能な大学院:教職大学院又は文部科学省令大学院設置基準に基づく専門分野が「教育学・保育学関係」の専攻の通学制大学院							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	3	8				13
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	3	15	2			22
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定		0

(富山県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成25年度採用選考から					
資格要件	受験種目・受験教科(科目)の教諭普通免許状を所有するか、平成30年3月31日までに取得見込みであり、次の①、②のいずれかに該当する者。 ①平成29年12月31日までに大学院への進学が決まっている者で、受験種目・受験教科(科目)の専修免許状を平成32年3月31日までに取得できる者。 ②平成29年度に大学院修学中の者で、受験種目・受験教科(科目)の専修免許状を平成31年3月31日までに取得できる者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	大学院進学希望者または大学院修学継続希望者で任用候補者名簿に登載された者が、大学院での修学を希望する場合、専修免許状の取得を条件に、任用候補者名簿登載期間を延長する。その延長期間は、平成29年度に大学院で修学中の者は1年間、平成30年度に大学院に進学する者は2年間とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3	7					10
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	4	7					11
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定					0

※中高一括で検査を実施しているため、中・高の人数を「中」の欄に記入。

(石川県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校及び高等学校・全教科	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	平成29年度大学院修士課程在学1年目又は教職大学院専門職学位課程在学1年目の者が、大学院修了後の採用を希望し、下記の①から④をすべて満たす場合 ①志願書の「大学院修学継続による採用延期希望」の欄に○印をつけ、志願時に採用延期希望の意思表示をしていること。 ②採用候補者としての結果通知に同封する「大学院修学継続による採用延期願」と、大学院の「在学証明書」を提出すること。 ③受験した受験区分・教科(分野)の教育職員免許状を平成30年3月31日までに取得すること。 ④受験した受験区分・教科(分野)の教育職員専修免許状を平成31年3月31日までに取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:			年
特例の内容	採用候補者名簿への登載機関を平成31年4月1日まで延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2		3				5
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1		3				4
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(山梨県)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・教科	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	平成30年度採用山梨県公立学校教員採用候補者名簿に登載された方で、①平成30年度教職大学院の修学を継続される方、又は、②平成30年度教職大学院へ進学をされる方							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿搭載者は、本人が山梨県教育委員会にその申し出を行い許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できるものとする。また、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用にあたっては、教職大学院を修了し、合格した志願区分の校種・教科の専修免許状が取得できることを条件とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2						2
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	1					3
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定						0

(長野県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	本年度の採用選考に合格。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	猶予期間のうちに大学院修士課程を修了することとする。小学校、中学校、特別支援学校の採用猶予者は、大学院在学中に受験校種(教科)の専修免許状を取得することを条件とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	6	2					8
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	4	6	0	1			11
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0				0

(岐阜県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各教諭	特例を設けた年度	平成 23 年度採用選考から					
資格要件	第2次選考試験に合格し名簿登載された者で、大学院に進学する者や大学院在学中の者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 1 年							
特例の内容	名簿登載期間を1年間延長して採用する。大学院に進学する者については、さらに1年間の再延長も可能。ただし、大学院を修了した場合のみ採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	10	11	10	0			31
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	4	12	13	0			29
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(静岡県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科科目、養護教員	特例を設けた年度	平成 21 年度採用選考から					
資格要件	大学院修士課程に在籍する者は該当校種・教科の免許を取得済み、大学院修士課程へ進学予定の者については当該校種・教科の免許取得見込である。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	名簿登載期間を変更する。							
(補足事項)	大学院修士課程へ進学予定者に対する特例については、平成24年度から教職大学院への進学予定者を対象として実施。平成29年度採用から国内の大学院を全て対象とした。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	5	1	6	0	0		12
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	9	7	6	3	0		25
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(三重県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	三重大学教職大学院					
対象となる校種・教科	一般選考を実施する全校種・教科等	特例を設けた年度	平成 29 年度採用選考から					
資格要件	三重大学教職大学院への進学。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 1 年							
特例の内容	合格の有効期間を平成30年4月1日から平成32年3月31日までとし、その期間内で採用を留保する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数		2					2

(滋賀県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・高・特支・養教・栄教	特例を設けた年度	平成26年度採用選考から					
資格要件	・平成30年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に合格した場合、大学院在学または進学を理由として採用延期の特例を希望したい者は、出願時に志願書にその旨を明記する。 ・平成30年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に合格後、大学院在学または進学を理由として採用延期の特例を希望する者は平成29年10月31日(火)までに申し出る。 ・専修免許状を取得できる大学院修士課程に平成29年度の進学が決定している者の特例は、平成28年度末に大学等の卒業見込の者に限る。 ・延期期間終了までに大学院修士課程を修了し、専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年					
特例の内容	専修免許状を取得できる大学院修士課程に平成28年度に進学している者、もしくは平成29年10月31日(火)までに平成30年度の進学が決定している者であって、修士課程修了を希望する者に対して、最大2年間(平成29年度に大学院に進学した者は1年間、平成30年度に進学する者は2年間)、採用を延期する。							
(補足事項)	大学からの推薦を受けた者およびスポーツ特別選考対象者については、この特例の適用対象外とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	4	1	5				10
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	1	2				6
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(京都府)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科(科目)	特例を設けた年度	平成21年度採用選考から					
資格要件	採用候補者名簿登載者で、合格した校種・教科(科目)の専修免許状取得を目的に大学院等に進学する者又は在籍している者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年					
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、専修免許状取得を条件に採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	5	5	1	0	0	12
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	1	6	1	0	0	10
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

(兵庫県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成22年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得できる大学院修士課程及び教職修士課程に今年度進学した者もしくは来年度進学する者であって、修士課程修了を希望する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年					
特例の内容	最大2年間、採用を猶予							
(補足事項)	※平成30年度採用選考において特例を受けた人数:1次試験合格者数のうち特例を希望する者							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	19	11	24	1	0	0	55
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	10	4	18	2	0	0	34
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	24	8	18	0	0	0	50

(和歌山県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成23年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得できる大学院修士課程に、平成29年度に在学中の人、平成30年度に進学する人。平成30年度検査に合格後、平成29年12月27日までに採用の猶予を申し出ること。猶予期間終了までに大学院修士課程等を修了すること。猶予期間終了までに、平成30年度検査で合格した校種・教科の専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容	平成29年度に在学中の人は最大1年間、平成30年度に進学する人は最大2年間、採用を猶予する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3	1	3	1	0		8
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	1	2	0		8
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(鳥取県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全て	特例を設けた年度	平成28年度採用選考から					
資格要件	平成30年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載者となった者で、国内の大学院への進学、又は国内の大学院での修学継続を希望し、申請した者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：2年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容	平成30年度に国内の大学院に進学する者 平成32年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用 平成29年度に国内の大学院(教職大学院を含む)で在学中の者 修了予定年度により、平成31年度採用候補者名簿又は平成32年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	0	0	0	0		2
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	0	0		1
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(島根県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全て	特例を設けた年度	平成28年度採用選考から					
資格要件	1. 採用候補者名簿登載者のうち、平成30年4月に大学院又は教職大学院へ進学し、平成32年3月31日までの間に専修免許状を取得見込みの者 2. 採用候補者名簿登載者のうち、現に大学院又は教職大学院に在学中の者で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に専修免許状取得見込みの者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容	1. 名簿登載期間を平成32年4月1日までとし、名簿登載期間内での採用延期を認める。 2. 名簿登載期間内での採用延期を認める。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	4	1					5
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数		3	1				4
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岡山県1)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成21年度採用選考から					
資格要件	大学院において修学中であり、すでに教諭普通免許状を所有している者で、かつ平成30年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成32年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	1		1			3
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	4					6
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岡山県2)

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成21年度採用選考から					
資格要件	平成30年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、教職大学院へ進学する場合。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	2年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成33年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1		1				2
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(広島県・広島市)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考と同じ	特例を設けた年度	平成20年度採用選考から					
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 採用候補者名簿登載者であること。 出願時に教育職員免許状を取得又は平成30年3月31日までに取得見込であること。ただし、出願時に大学院等で修学している場合においては、教育職員免許状を取得している者に限る。 本人の希望によること。 教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等に修学する場合であること。 任命権者にその旨の申し出を行い、許可を得た者であること。 							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	2年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	名簿登載期間の1年又は2年間延長。							
(補足事項)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、出願時において、受験する校種・職種・教科の教育職員免許状を取得又は平成30年3月31日までに取得見込の者とする。ただし、出願時に大学院等で修学している場合においては、受験する校種・職種・教科の教育職員免許状を取得している者に限る。 名簿登載期間を延長する期間は1年又は2年とし、更新を認めない。 大学院等に修学する場合には、国内の大学院に修学する場合のほか、国内大学の研究生又は科目等履修生として学業を継続する場合及び海外の大学又は大学院に修学する場合を含む。ただし、1年又は2年延長した採用年度の4月1日時点で修了していることとする。 							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	3	1	1		10
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	9	8	5				22
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	7(6)	8(4)	10	3	1		29(10)

※平成30年度の実施状況の数値は広島県の人数。括弧内の数値が広島市の人数。

(山口県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科等	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	①平成30年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合。 ・平成32年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。 ・平成32年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。 ②平成30年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合。 ・平成31年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。 ・平成31年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	①平成32年度採用候補者名簿に登載する。 ②平成31年度採用候補者名簿に登載する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	4	4	6				14
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	6	5	4	1			16
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(徳島県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	採用候補者名簿(A)に登載された場合、更新申請を行うことにより、名簿登載の有効期間をさらに1年間延長することができる。〔大学院とは、標準修業年限2年以下の修士課程(博士課程前期を含む)、専門職学位課程(3年間の長期履修学生制度を含む)〕							
(補足事項)	更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とし、任用にあたっては大学院修了を条件とする。ただし、長期履修学生制度については、進学予定者は3回まで、在籍者は2回までとし、任用にあたっては大学院修了を条件とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	0						0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定						0

(香川県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	特例を設けた年度	平成	26	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考試験の合格者で、受験した種別、教科・科目等の専修免許状を取得できる大学院修士課程等(教職大学院の修士課程を含む。)に在籍している者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		年		
特例の内容	引き続き大学院修士課程等での修学を希望する場合、1年間の採用猶予を申し出ることができる。							
(補足事項)	第2次選考試験に合格後、大学院修士課程等での修学継続を理由として、採用猶予の申し出を行い、許可を得る必要がある。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	対象外	0	0	0	2
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	1	対象外	0	0	0	4
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	2	0	1	0	0	0	3

(愛媛県)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・高・特支	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	①第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程(修士課程に相当する課程を含む。)に在籍しているもの。ただし、平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。 ②小学校教員又は中学校教員の区分における第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程(修士課程に相当する課程を含む。)に平成29年度に進学するもの。ただし、平成31年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	本人の申し出により、平成29年度に在学中の者は1年間、平成30年度に進学する者は2年間採用を猶予する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	3	1			6
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	11	5	0	0			16
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	12	5	3	1			21

(高知県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	①大学院修士課程又は教職大学院(以下「大学院等」という。)に在籍中で、平成31年3月(大学院等が3年制課程である人については、平成32年3月)終了予定であり、受験する校種・職種の一つ普通免許状をすでに有している人。 ②平成30年4月に大学院修士課程に進学を予定する大学生で、受験する校種・職種の一つ普通免許状を平成30年3月31日までに取得できる人。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	資格要件を満たすものが採用候補者名簿に登載された場合、本人の希望により教員としての能力及び資質の向上を目的として、高知県教育委員会にその旨を申し出を行い、許可を得た場合に限り、名簿登載期間を延長できるものとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	3	2	2			9
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	1	0	2			6
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

(福岡県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿登載者のうち、大学院修士課程又は教職大学院専門職学位課程に在籍する者で、受験教科の教員免許状所有者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者であり、受験教科の専修免許状を平成31年3月31日までに取得見込みの者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		年		
特例の内容	名簿登載の期間を1年延長する。							
(補足事項)	名簿登載を延長した者について、平成31年3月31日までに受験教科の専修免許状が取得できない場合は、採用候補者名簿から削除する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	5	7	5				17
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	6	6	3	1			16
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	6	4		2			12

(佐賀県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成22年度採用選考から					
資格要件	(1) 大学院等進学希望者の場合 専修免許状が取得できる大学院等を平成26年度中に受験する者 (2) 大学院等在籍者の場合 試験区分に応じた専修免許状を取得見込みの者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容	大学院等進学希望者又は大学院等1年生で採用候補者名簿に登載された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等での修学を希望する場合、採用候補者名簿登載期間を延長して修学を保障する。必要と認められる者に対して採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、大学院等の修了及び専修免許取得を条件に採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	5	10	1				16
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	3	3	1	1			8
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

(長崎県)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	募集する全校種・全教科	特例を設けた年度	平成22年度採用選考から					
資格要件	教職大学院進学予定者又は教職大学院に在学する者が、本県の教員採用選考試験に合格した場合。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：1年							
特例の内容	名簿登載期間の更新申請を行い、次年度に書類及び面接により審査し、決定するものとし、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	1		1			4
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	4	1		1			6
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	6		1	1			8

(熊本県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・職種・教科等	特例を設けた年度	平成28年度採用選考から					
資格要件	1年間の採用延期の場合(平成29年度大学院修士課程等在学者)は、修学継続により、平成31年3月31日までに大学院修士課程等を修了すること。2年間の採用延期の場合(平成30年度大学院修士課程等進学希望者)は、進学希望により、平成32年3月31日までに、大学院修士課程等を修了すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容								
(補足事項)	名簿登載期間は、承認された期間の範囲内で認めるものとし、更新は認めない。また大学院修士課程等修了年度内において面接等を行う。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	4	3					7
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1		2				3
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

(大分県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院全て	(具体的に)							
対象となる校種・教科	すべて	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から				
資格要件	平成30年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院(以下「大学院修士課程等」という。)での修学を希望する者。								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年			
特例の内容	申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。 ア 大学院修士課程等に在学し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。 イ 平成30年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。								
(補足事項)	教職大学院の3年制の1年に在学し修学を継続する場合は、最大2年間延期し、教職大学院の3年制に進学する場合は、最大3年間延長する。								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	4	1		1		8	
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	5	4		2			11	
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	4	5		2			11	

(宮崎県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)							
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から				
資格要件	○受験区分の普通免許状を取得している者。又は平成30年3月末日までに取得見込の者。 ○教員としての資質及び能力の向上を目的に大学院への進学又は修学継続を希望する者。 ○受験区分の専修免許状を取得見込の者。								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年			
特例の内容	大学院在学者の場合は、名簿登載による1年間の採用延期 大学院進学者の場合は、名簿登載による2年間の採用延期								
(補足事項)	大学院進学者の場合の名簿登載による2年間の採用延期の特例は、平成27年度採用選考から実施。 延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、専修免許状を取得できない場合は内定の取消。								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	2					3	
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	1	1	2			6	
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	3		1				4	

(鹿児島県)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)							
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭、 養護教諭、栄養教諭	特例を設けた年度	平成	29	年度採用選考から				
資格要件	(1)修了予定年月日までに、大学院等を修了すること。 (2)修了予定年月日までに、合格した校種・校種の専修免許状を取得すること。								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年			
特例の内容	大学院等への進学希望者又は1年在学者で、出願時に申請した者が鹿児島県教員採用選考試験に合格した場合、大学院等特例者名簿へ登録し、修了予定年月日まで採用を最長2年間猶予する。								
(補足事項)									
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0	
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1						1	
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数			1				1	

(沖縄県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	資格要件欄に記入						
対象となる校種・教科	全ての校種教科	特例を設けた年度	平成	29	年度採用選考から				
資格要件	次のいずれかの大学院等への進学を予定する者及びそれらの1年次に在学中の者。ただし、修了までの年限が2年以内のものに限り、通信制のものを除く。 ア 教職大学院 イ 合格した校種・教科等の専修免許状を取得できる大学院 ウ 海外に所在し、修了時に修士号を取得できる大学院								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年		受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	最終合格者のうち、大学院又は教職大学院(以下「大学院等」という。)の修了まで名簿登載を延期する。								
(補足事項)									
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0	
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2						2	
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	2	1		1			4	

(札幌市)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)							
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から				
資格要件	採用候補者名簿に登録となった者で、国内及び国外にある大学院へ進学する場合								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:			年		受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		1	年
特例の内容	本人の申出により登録期間を1年間延長								
(補足事項)	平成27年度採用から対象となる大学院を北海道内の教職大学院から国内外の大学院に拡大している。								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	5	3		4			12	
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	5	1	1				7	
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0	

(仙台市)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)							
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成	30	年度採用選考から				
資格要件	大学院在学中の者、大学院進学予定の者								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年		受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	名簿登載の猶予								
(補足事項)	名簿登載を猶予した校種・教科の専修免許状取得が条件								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0	
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数							0	
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	7	2	0		0	0	9	

(さいたま市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・養護・栄養	特例を設けた年度	平成 22 年度採用選考から					
資格要件	合格者のうち、以下の者は、本人の申請に基づきさいたま市教育委員会の許可により、名簿登載期間を延長することができる。 (出願時)大学院修士課程1年生 大学院修士課程進学予定の大学4年生 ※教職大学院の教職修士課程についても、大学院修士課程と同様の取り扱いとする。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を延長する。 ・大学院修士課程1年生の延長期間は1年間 ・大学院修士課程進学予定である大学4年生の延長期間は2年間							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	1					3
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	1					3
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(横浜市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成 28 年度採用選考から					
資格要件	教員としての能力及び資質の向上を目的に大学院に進学するため、又は、大学院修学を継続するために、大学院課程終了後の採用を希望する者。ただし、次の1から3のすべての要件を満たす者が対象。 1 原則として平成29年12月28日までに、進学又は修学継続の証明書を提出できる者 2 受験資格に該当する教諭普通免許状を、平成30年3月31日までに取得している者 3 採用の延期期間中に、大学院課程を修了し、受験校種・教科等の専修免許状を取得できる者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	大学院への進学者は2年、大学院の修学継続者は1年間を上限に採用期日を延期する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3	4	0	1	0		8
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	9	9	0	1	0		19
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(川崎市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭	特例を設けた年度	平成 23 年度採用選考から					
資格要件	・受験校種・職・教科に関する教員普通免許状を平成29年3月31日までに取得していること ・原則として平成29年1月末までに進学先に合格していること ※ 名簿登載猶予期間中に、大学院を修了することが条件							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 2 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	大学院進学者は2年間、大学院修学継続者は1年間(修学年限が3年制の場合は2年間)を上限に採用期日の延長を認める							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3				1		4
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数		1					1
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定		0

(相模原市)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	教職大学院(進学・修学継続の場合)、大学院(修学継続の場合)					
対象となる校種・教科	全受験区分・教科等	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	受験区分・教科等に関する教員免許状を平成30年3月31日までに取得していること。教職大学院への進学・修学継続、又は大学院の修学継続により、受験校種等・教科に関する専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	採用候補者名簿登載者(大学推薦特別選考者合格者を除く。)が、「教職大学院への進学」又は「教職大学院在学者若しくは大学院在学者(いずれも1年生に限る。ただし大学院の教育課程が3年間の場合は2年生とする。)が修学継続」のため、平成30年4月の採用を辞退し、教職大学院又は大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人がその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り、採用期日を延期できるものとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(静岡市)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校教員	特例を設けた年度	平成	30	年度採用選考から			
資格要件	(1)大学院修士課程に在学する者(専修免許状を取得することが可能な大学院)受験時に、教員種別に応じた必要とする免許状を有し、現に大学院修士課程1年生として在学する者 (2)大学院修士課程に進学を予定する者(専修免許状を取得することが可能な大学院) 受験時に、教員種別に応じた必要とする免許状を有する又は平成30年4月1日までに取得見込みの者で、大学院修士課程へ進学予定である者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	資格要件に該当する者で希望する者が、第2次選考試験に合格した場合、採用候補者としての名簿登載期間の変更を申請することができる。ただし、名簿登載の延期期間中に、合格した教員種別・教科等と同一の専修免許状を取得することを条件とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	9	5					14

(浜松市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	29	年度採用選考から			
資格要件	受験資格を満たし、大学院修士課程に在籍する者、大学院修士課程に進学する者で希望する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	第2次選考試験に合格した場合、採用候補者としての名簿登載期間を変更することができる。							
(補足事項)	修了予定年月日までに修了課程を修了しない場合は、名簿登載を取り消す。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	1			0		3
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	2	未定			0		2

(京都市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	募集を行う全区分	特例を設けた年度	平成 20 年度採用選考から					
資格要件	第2次試験に合格し、合格した校種・教科又は職の専修免許状取得を目指して、大学院に進学すること							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2 年					
特例の内容	2年間(特に必要がある場合は3年間)採用を猶予し、当該専修免許状の取得を条件として採用する。							
(補足事項)	同様に、第2次試験合格者が、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合に最大2年間採用を猶予する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	1					3
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	5	1		1			7
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

(大阪市)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校又は中学校	特例を設けた年度	平成 30 年度採用選考から					
資格要件	第2次選考で合格と判定され、教職大学院に進(在)学し、教職大学院の修士課程修了後の採用を希望する者で、平成30年度又は平成31年度中に大学院修士課程を修了見込みであり、修了見込みの年度の翌年度の4月1日までに、平成30年度テストで合格した校種教科等の専修免許状を取得できること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2 年					
特例の内容	採用候補者名簿を最長2年間延長							
(補足事項)	平成30年度テスト時に申告した修了見込み年度に大学院等を修了できなかった場合、又は修了見込み年度の翌年度の4月1日までに、平成30年度テストで合格した校種教科等の専修免許状を取得できなかった場合には、採用候補者名簿から削除され、採用しない。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定					0

(神戸市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校・高等学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭	特例を設けた年度	平成 28 年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得可能な大学院修士課程又は教職大学院の教職修士課程に平成27年度に進学した者、もしくは平成28年度に進学することが平成30年12月31日までに決定している者で、以下の(1)から(4)のすべての要件に該当すること。 (1)一般選考で出願していること。 (2)平成30年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験の第2次選考合格後、大学院在学又は進学を理由として採用の猶予を申し出ること。 (3)平成30年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験で合格した校種、教科と同じ校種、教科の専修免許状を取得すること。 (4)延長する名簿登載期間内に大学院修士課程等を修了し、専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	2 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2 年					
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を最大2年間(平成33年3月31日まで)延長する。							
(補足事項)	平成30年1月までに別途指定する様式にて申し出ること。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	0	3	0	0	0	0	3
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岡山市)

対象となる大学院	専修免許状取得可能な大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成29年度採用選考から					
資格要件	採用候補者名簿に登録された者のうち、大学院1年生及び大学院進学予定の大学4年生が、大学院修学の継続又は大学院進学を希望される場合、以下の①、②のすべての要件に該当することを条件に、本人が岡山市教育委員会にその申し出を行い、許可を受けた者に限り、採用候補者名簿登録の有効期限を延長できるものとする。延長期間の上限は、修業年限を限度として、大学院進学者は2年間、大学院修学継続者は1年間(修業年限が3年制の場合は2年間)とする。 ①平成29年度実施岡山市公立学校教員採用候補者選考試験で採用候補者名簿に登録された校種、教科と同じ校種、教科の専修免許状を取得すること。 ②延長する採用候補者名簿登録の期間内に大学院修士課程等を修了し、専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：2年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成33年3月31日まで延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	2	1			0		3
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定			未定		未定

(福岡市)

対象となる大学院	教職大学院のみ	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種、全教科	特例を設けた年度	平成23年度採用選考から					
資格要件	「教職大学院修了者特別選考」のB区分で合格した人							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：年							
特例の内容	平成31年度の採用候補者名簿に登録							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	5	1	0	0	0	0	6

(熊本市)

対象となる大学院	国内の大学院全て	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成28年度採用選考から					
資格要件	大学院在学中(修士課程1年)の合格者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：年							
特例の内容	大学院に修学中の者で、修学を理由に採用延長を希望する者は、修学内容等確認の上、認められた場合は採用の延期をすることができる。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成29年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成30年度採用選考において特例を受けた人数	1						1